

東京維新の会 政治塾 規約

(名称)

第1条 東京維新の会は、政治塾を設置し、「維新塾 in Tokyo」(以下「本塾」という。)と称する。

(目的)

第2条 本塾は、日本維新の会及び東京維新の会の理念や政策等の浸透並びに候補者の発掘、人材育成並びに党勢・党員の拡大を行うため活動する。

(組織)

第3条 本塾に塾長を置く。

- 2 塾長は、東京維新の会政調会長がこれを指名する。
- 3 塾長は、塾を代表し、塾を統括する。
- 4 塾長は、本塾の運営に必要な役職を決め、任命することができる。
- 5 塾長は、組織した役職に指示を出すことができる。

(事務局)

第4条 本塾に事務局を置く。

- 2 事務局は、本塾の事務全般を担当する。
- 3 事務局は、東京維新の会政調会長がこれを指名する。
- 4 事務局は、本塾にかかる予算及び決算を作成し、東京維新の会の承認を得なければならない。
- 5 事務局は、塾に参加する塾生の個人情報適切に管理しなければならない。

(塾生)

第5条 塾生は、公募を原則とする。

- 2 塾生の選考方法、採用数、塾の期間、負担すべき入塾金及び受講料その他塾生に関する事項については、別に定める。
- 3 塾長は、塾生の資格を停止又は剥奪することができる。
- 4 本塾の退会を希望する塾生は、その旨を事務局に文書で提出し、塾長の承認を得なければならない。
- 5 第3項による資格の停止若しくは剥奪又は前項により退会となった場合、入塾金及び既に支払った受講料は、その時期にかかわらず返金しない。
- 6 塾生は、その身分を有する期間において以下の義務を有する。
 - (1) 本規約を遵守すること

- (2) 入塾金及び受講料を期限内に納付すること
 - (3) 個人情報を含む塾で知りえた情報について守秘義務を負い、塾長の許可なく SNS を含み流布しないこと
 - (4) 塾長の許諾なく、「維新」また、それらを類推する名称・画像・音声・動画等を政治活動・選挙運動その他の名目・目的の如何を問わず文書図画、電子的記録において使用しないこと。ただし、自己の経歴として本塾の塾生又は本塾卒業生であることを表示する場合はこの限りでない
 - (5) 塾長の許諾なく、「維新〇〇」「〇〇維新の会」などのような、あたかも東京維新の会及び日本維新の会と協力・支援関係にあるかのような誤解・推認を第三者に対して与えかねない会派、政治団体を設立しないこと。またそれらに参加しないこと。
 - (6) 本塾の講義内容、配布・提示される資料（塾生証等含む）の著作権は東京維新の会または各講師に帰属しており、これらを塾長の事前の許諾なくして、録画・録音・撮影・複製等をしないこと。また、これらの全部又は一部をインターネット等で閲覧可能な状態としないこと
 - (7) 本塾及び他の塾生、塾卒業生の名誉・信用を棄損する言動や行動をしないこと
- 7 塾生は、前項の義務の遵守に加え、課題に誠実に取り組まなければならないものとする。

（卒塾）

- 第6条 所定の課程に合格した者のみが卒業者となる。合格の基準は別途定める。
- 2 本塾は、特定選挙において「日本維新の会」の公認・推薦・支持・支援を塾生又は塾卒業生に対して約する組織ではない。
 - 3 本塾の卒塾生は、前条第6項(3)(4)(5)(6)並びに(7)の義務を引き続き負う。

（講師）

- 第7条 塾長の承認のもと、外部からの講師を呼ぶことができる。
- 2 講師に関わる費用に関しては、第4条第4項の定めに従う。
 - 3 講師及びその講義内容が相応しくないと塾長が判断するとき、授業を中止することができる。

（講座）

- 第8条 講座を開くときは、塾生に事前に連絡をすることとする。
- 2 前項にかかわらず、塾長の判断で、講座の中止、延期、差し替えを行うことができる。
 - 3 講座の変更によって、不利益が塾生に生じたとしてもその責任は負わないものとする。

（免責）

- 第9条 塾生になることによって生じた如何なる損失に対しても、本塾、塾長並びに事務局

は責任を負わない。

2 塾生同士の間における損失に対しても前項と同様とする。

(委任)

第10条 本規約に定めなき事項は、事務局が別に定める。

附則

本規約は、決定と同時に発効する。